

石川県の消費者教育推進体制について

消費者行政の推進体制について

○石川県生活環境部生活安全課 : 9名（正規職員7名、会計年度任用職員2名）

○石川県消費生活支援センター : 17名（正規職員8名、会計年度任用職員9名）

そのほか、県内19市町の消費生活相談窓口で消費者相談を受け付けるとともに、地域の実情等に応じた消費者教育・啓発を実施している。

消費者教育コーディネーターについて

【設置年度】令和2年度

【位置づけ】生活安全課の正規職員数名をコーディネーターとして位置づけし、関係機関と連携して、年代に応じた消費者教育、地域において消費者教育を行う担い手の育成などを行っている。

※行政職員がコーディネーターを務めることの利点

- ⇒ ・ 県内の消費生活相談の傾向把握が容易であり、消費者教育施策への反映がしやすい。
- ・ 教育委員会（学校）や警察、法律の専門家（弁護士や司法書士等）との連携がしやすい。
- ・ 定期人事異動により常に新しい視点で施策の評価・検討ができる。

石川県の消費者相談状況について

○県内苦情相談件数

(単位：件)

	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数全体	8,312	8,530	7,832	8,433	7,497
うち高齢者	2,556 (30.8%)	2,924 (34.3%)	2,438 (31.1%)	2,432 (28.8%)	2,165 (28.9%)
うち若者	650 (7.8%)	697 (8.2%)	866 (11.0%)	1,000 (11.8%)	911 (12.2%)

現在の石川県の主な消費者教育事業について

事業名	内容
若者の消費者被害防止対策事業	<ul style="list-style-type: none">・ SNS広報・ 保護者向け啓発冊子の配布 など
高齢者の消費者被害防止対策事業	<ul style="list-style-type: none">・ 啓発グッズの作成、配布・ 高齢者向け啓発冊子の配布 など
消費者教育担い手育成研修事業	<ul style="list-style-type: none">・ 啓発講座等を行う消費者教育の担い手を育成・ 育成した担い手を消費者教育の草の根講師として、地域の啓発講座等へ派遣

そのほか、セミナーの開催や広報の活用等により、県民へ広く啓発を行っている。

若者への消費者教育について

○若者向け啓発冊子「若者の消費生活ハンドブック」の作成・配布（H18～）

⇒（配布先）県内の高校1年生 ※公民科や家庭科の授業などで活用

○消費生活ガイドの作成・配布（H27～）

⇒（配布先）県内の高等教育機関新入生、企業の新入社員 等

○出前講座「かしこい消費者塾」の実施（H28～）

⇒（対象者）県内の高等教育機関新入生、企業の新入社員 等
※消費生活ガイドをテキストとして使用

○DVD教材「消費者トラブルに合わないために」の作成・配布（R1）

⇒（配布先）県内の高校や高等専門学校等 ※公民科や家庭科の授業などで活用

○保護者向け啓発冊子「子どもと一緒に考えよう消費者トラブル」の作成・配布（R2～）

⇒（対象者）県内の高校生の保護者

○SNSを活用した啓発（R2～）

⇒（対象者）県内の若者

（閲覧数）R2（バナー広告）：LINE 25,942回、Google 25,694回

R3（啓発動画）：YouTube 121,617回、Twitter 217,692回

高齢者への消費者教育について

○高齢消費者被害防止寸劇出前講座（H26～R1）

- ⇒県内の大学生等（ゼミ・サークル）が15分程度の寸劇を交えた出前講座を作成し、地域の老人会等で公演するほか、大学祭等でも公演
※6年間で76公演行い、延べ4,177人が受講

○啓発グッズデザイン募集事業（R2,R3）

- ⇒県内の大学生等がデザインを考案した啓発グッズを作成し、県警と連携して配布
- ・ R2:通帳ポーチを6,400部作成 ※応募作品8作品のうち1作品を採用
 - ・ R3:壁掛けカレンダーを6,500部作成 ※応募作品34作品のうち10作品を採用

○高齢消費者被害防止見守りマニュアルの作成・配布（H25～）

- ⇒（対象者）市町、民生委員、ケアマネジャー 等

○見守りネットワークの必要性等について理解を促す出前講座の実施（H30～）

- ⇒（対象者）県内の民生委員等

○高齢者向け啓発冊子を作成予定（R4～）

消費者教育の担い手の育成について

市町や地域など様々な場で消費者教育を推進するための担い手を育成する研修を行うことで、地域住民にとって、啓発講座を受ける機会が増加し、消費者被害の防止を図ることができる。

